

鈴鹿市における配置（予定）技術者の兼務に関する取扱いについて

建設業法等の一部改正に伴い、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置くべき建設工事について、要件に該当する場合には、兼務が可能となりました。

つきましては、監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、他の工事現場と兼務させる場合は、次のとおり手続きをお願いします。

1 適用要件について

適用要件は、別紙「鈴鹿市 専任特例に関する特記仕様書」のとおりとします。

2 兼務する場合の手続きについて

監理技術者等を兼務する場合の手続きは、以下のとおりです。

(1) 鈴鹿市が発注する、同時に公告される工事で技術者を兼務させる場合

時 期	手続き方法
入札時	【事後審査型一般競争入札のみ】 双方の工事について、入札参加資格確認申請書に加えて、該当する配置予定届出書（様式 A-1 又は A-2）を提出する。
契約時	【2件とも落札した場合のみ※】 双方の工事担当課に、主任技術者及び現場代理人等通知書に加えて該当する兼務届（様式 B-1 又は様式 B-2）を提出する。

※ 1件しか落札できなかった場合、兼務届の作成及び提出は不要。

(2) 既契約の工事（工事①）に配置されている技術者を、鈴鹿市がこれから発注する工事（工事②）の技術者と兼務させる場合

時 期	手続き方法
入札時	<p>工事②の入札参加前に、該当する配置予定届出書（様式 A-1 又は様式 A-2）※1 を工事①の担当課に提出し、内諾を得る。</p> <p>◇工事①の発注者が他発注機関の場合、相手側が認める場合のみ兼務可能とし、詳細な手続きは相手側の定めに従う。</p> <p>【工事②が事後審査型一般競争入札の場合】</p> <p>工事②の入札参加時に、入札参加資格確認申請書に加えて、該当する配置予定届出書（様式 A-1 又は A-2）※2 を提出する。</p>
契約時	<p>工事②の担当課に、主任技術者及び現場代理人等通知書に加えて、該当する兼務届（様式 B-1 又は様式 B-2）※2 を提出し、その後、工事①の担当課に該当する兼務届（様式 B-1 は様式 B-2）※1 を提出する。</p> <p>◇工事①の発注者が他発注機関の場合、相手側の定めに従う。</p>

※1：様式上段に工事①、下段に工事②を記載

※2：様式上段に工事②、下段に工事①を記載

(3) 鈴鹿市が発注する工事に専任特例営業所技術者等を配置する場合

時 期	手続き方法
入札時	<p>【事後審査型一般競争入札のみ】</p> <p>入札参加資格確認申請書に加えて、配置予定届出書（様式 A-3）を提出する。</p>
契約時	<p>落札した工事担当課に、主任技術者及び現場代理人等通知書に加えて、兼務届（様式 B-3）を提出する。</p>

3 注意事項

- 契約後に専任が必要な監理技術者等が兼務しようとする場合は、事前に監督職員と協議を行うこととします。また、兼務を要さなくなった場合も同様とします。
- 配置予定届出書は、原則として入札時に電子入札システムで提出してください。
- 監理技術者等から専任特例 1 号又は専任特例 2 号による監理技術者等への変更あるいは専任特例 1 号又は専任特例 2 号による監理技術者等から監理技術者等への変更は、工期途中での交代には該当しないものとします。
- 前項(2)の場合で、兼務が不要となった場合、その旨を遅滞なく工事①の発注課又は相手側発注機関に報告してください。

【事務担当】

技術監理契約課 契約 G

電話：059-382-9039

鈴鹿市 専任特例に関する特記仕様書

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける技術者を配置する場合（以下「専任特例」という。）及び特定営業所技術者又は営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）と専任の主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）を兼務する場合は、以下のとおりとする。

（専任特例1号）

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合（以下、「専任特例1号」という。）は、以下をすべて満たすこと。なお、専任特例1号による監理技術者等は、現場代理人（兼務する工事を含む）、営業所技術者等、建設業法上の経営業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人を兼務できない。
 - ① 各工事の請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例1号を活用できず、監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。
 - ② 2つの工事現場が鈴鹿市、四日市市、津市又は亀山市内であること。
 - ③ 専任特例1号による建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が2次以内（建築一式工事においては3次）であること。なお、工事途中において、下請次数が2（3）を超えた場合には、専任特例1号による技術者として配置できない。
 - ④ 専任特例1号による監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（本工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、本工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者に限る。）を各工事に配置すること。
 - ⑤ 当該工事現場の施工体制を専任特例1号による監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステム（建設キャリアアップシステム等）とする。なお、当面の間は電子メールによる作業日報等の提出により専任特例1号による監理技術者等が作業員の入退場を確認できれば有効とする。
 - ⑥ 専任特例1号による監理技術者等を配置する建設業者は、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
 - ⑦ 専任特例1号による監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システム等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - ⑧ 低入札工事でないこと。
 - ⑨ 専任特例1号による監理技術者等の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切に

コリンズへの登録を行うこと。

- ⑩ 専任特例 1 号による監理技術者等を配置できる工事の数は、2 件までとする。なお、専任特例 1 号による監理技術者等を配置した工事と専任を要しない工事を同一の監理技術者等が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、②～⑧の要件を満たし、かつ、すべての工事の数は 2 件までとする。

(専任特例 2 号)

2 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合（以下、「専任特例 2 号」という。）は、以下をすべて満たすこと。なお、専任特例 2 号による監理技術者等は、現場代理人（兼務する工事を含む）、営業所技術者等、建設業法上の経営業務の管理責任者又は建設業法施行令第 3 条に規定する使用人を兼務できない。また、専任特例 1 号との併用はできないものとする。

- ① 予定価格が 3 億円未満の工事であること。
- ② 技術的難度が高い工事でないこと。なお、技術的難度が高い工事とは、施工工法、施工条件、周辺環境の調整などを考慮し、発注機関にて決定する。
- ③ 低入札工事でないこと。
- ④ 24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
- ⑤ 兼務する工事の場所が専任特例 2 号による監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、鈴鹿市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね 10 km 以内である場合は、この限りではない。
- ⑥ 公共工事であること。鈴鹿市発注の工事に限らず、国、県、他市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
- ⑦ 兼務する工事数は 2 件までであること。
- ⑧ 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ⑨ 監理技術者補佐は、当該工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）。または、当該工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。
- ⑩ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑪ 専任特例 2 号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- ⑫ 専任特例 2 号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑬ 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- ⑭ 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2 「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- ⑮ 専任特例 2 号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズへの登録を行うこと。

- ⑯ 各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を工事担当課に提出すること。
(兼務する施工中の工事が本市発注工事の場合は、施工中の工事担当課にも提出すること。)

(専任特例営業所技術者)

3 営業所技術者等が、専任の技術者の配置を要する工事において、以下(ア)～(エ)の要件を満たす場合（建設業法第26条の5の規定を適用する場合）は、特定営業所技術者は監理技術者等と、営業所技術者は主任技術者と兼務することができる。なお、営業所技術者等は、現場代理人、建設業法上の経営業務の管理責任者又は建設業法施工令第3条に規定する使用人を兼務できない。また、専任特例1号及び2号を活用する工事との併用はできない。

- (ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
(イ) 営業所技術者等が置かれている営業所が鈴鹿市、四日市市、津市、又は亀山市内であること。
(ウ) 兼務できる工事の数は1件までとする。
(エ) 「1 専任特例1号の技術者の配置を行う場合の①～⑨」を満たすこと。なお、1②は「兼務しようとする工事現場が鈴鹿市内であること。」と読み替える。
(オ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(付則)

この特記仕様書の取扱いについては、令和7年6月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う案件から適用する。

(参考資料)

鈴鹿市における主任技術者及び監理技術者の運用について

1 技術者の選任

受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は監理技術者を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事（土木部門）、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、下表に示す当初工事請負金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任しなければならない。

当初請負金額	主任技術者又は監理技術者の資格	
8,000万円以上	<p>当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者</p> <p>イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）の1級に合格した者</p> <p>ロ) 技術士法（昭和32年法律第124号）による2次試験に合格した者</p> <p>ハ) 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者（平成元年建設省告示128号に規定された者）</p>	
2,500万円以上 8,000万円未満	<p>主任技術者</p> <p>当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者</p> <p>イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の1級又は2級に合格した者</p> <p>ロ) 上欄ロ、ハに掲げる者</p>	<p>監理技術者</p> <p>当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者</p> <p>イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の1級に合格した者</p> <p>ロ) 上欄ロ、ハに掲げる者</p>

2 技術者の専任・兼務

（1）技術者の専任

受注者は、請負金額4,500万円以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、工場製作などにあっては、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知 令和7年1月28日付け 国不建技第147号）によるものとする。

（2）技術者の兼務

受注者は、請負金額500万円以上4,500万円未満の鈴鹿市発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1人の主任技術者（監理技術者）が兼務できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円以下の場合はこの限りではない。

3 この運用は三重県公共工事共通仕様書に準ずる工事のみに適用し、上記以外の運用については、三重県公共工事共通仕様書及び鈴鹿市が定める「専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書」等による。